

県南地域の病床推移（栃木県病院・診療所名簿より）

※一般病床・療養病床のみ（診療所では栃木刑務所を除く）

●病院

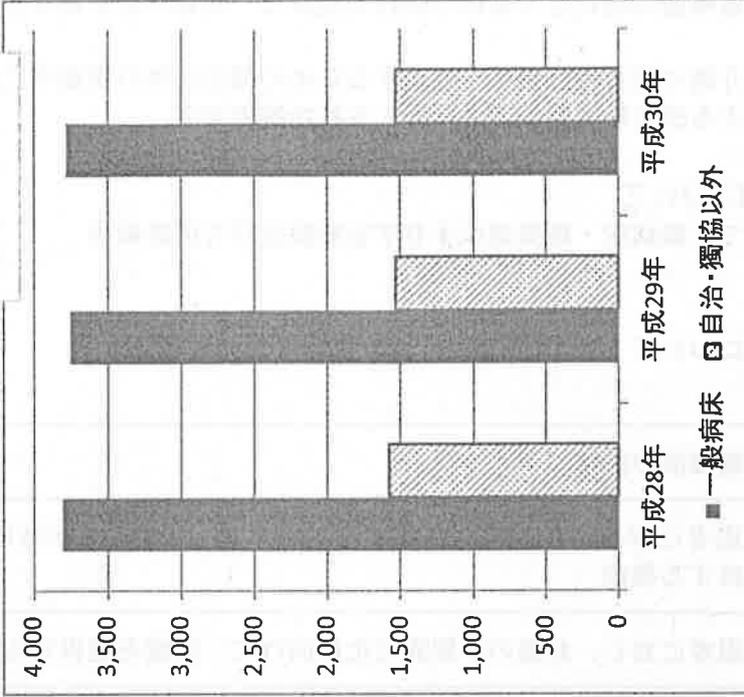
	平成28年4月1日現在 (2016)	平成29年4月1日現在 (2017)	平成30年4月1日現在 (2018)
施設数	19	19	19
一般病床 (自治・獨協以外)	3,808	3,756	3,784
療養病床	1,579	1,532	1,532
	723	730	730

●有床診療所

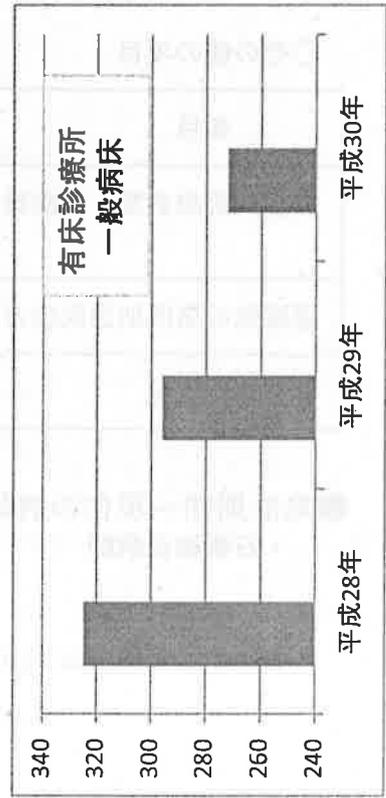
	平成28年4月1日現在 (2016)	平成29年4月1日現在 (2017)	平成30年4月1日現在 (2018)
施設数	22 (1)	20	19
一般病床	325	296	272
療養病床	20	20	20

(1)は休止中の施設数

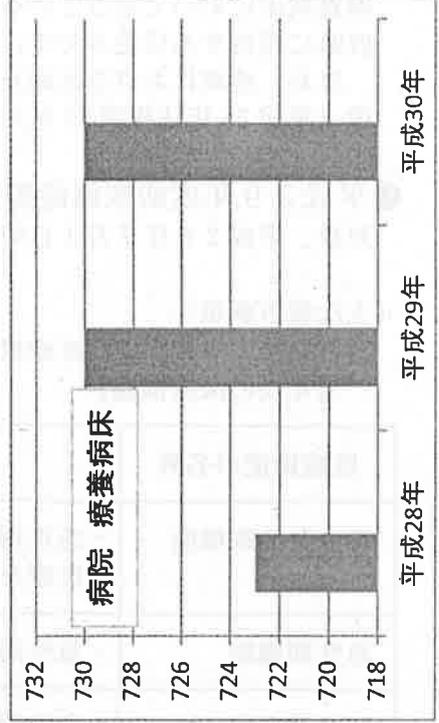
病院 一般病床



有床診療所 一般病床



病院 療養病床



●病床機能報告制度とは

病床機能報告制度は、一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所が、その有する一般病床・療養病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を選択し、病棟単位を基本として都道府県に報告する仕組みです。

なお、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による改正後医療法により導入された制度です。

●平成29年度病床機能報告について

対象：平成29年7月1日時点で一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所

〔主な報告事項〕

○各病棟の病床が担う医療機能について

【4つの医療機能】

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	・急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	・急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	・急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能
慢性期機能	・長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ・長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

○その他の項目

項目	集計期間
新規入院患者数、在院患者数等	平成28年7月1日～平成29年6月30日の1年間
退院先の場所別退院患者数	平成29年6月の1カ月間
手術等の状況	平成29年6月診療分

●集計期間～現在の病院等の変動

・石橋総合病院

平成29年3月1日開設 集計期間：H29.3.1～H29.6.30

（一般病床 136床、療養病床 49床）

※ H29.3 公募による小山地区での回復期リハビリテーション病床 100床決定。H31.3 供用開始予定。